

栃木の森里川湖（もりさとかわうみ）清掃活動等ポータルサイト運営要項

（趣旨）

第1条 この要項は、「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言（令和元年策定）」を受け、栃木県内において、ボランティアとしての清掃活動（以下「活動」という。）を行う団体を、栃木の森里川湖（もりさとかわうみ）清掃活動団体（以下「団体」という。）として県ホームページで紹介することに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 県ホームページを通して団体の活動の内容等を広く県民等に紹介することにより、団体が実施する活動を推進し、その取組の輪を広げることを目的とする。

（要件）

第3条 県ホームページに掲載する団体の要件は、次のとおりとする。

- （1） 前条に規定する目的に賛同すること。
- （2） 県内を中心に活動を実施していること。
- （3） 活動の内容等の情報の公開に同意できること。

（掲載の申込み）

第4条 掲載を希望する団体は、栃木の森里川湖（もりさとかわうみ）清掃活動等ポータルサイト掲載申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、県資源循環推進課長へ提出するものとする。

（掲載の中止）

第5条 掲載の中止を希望する団体は、栃木の森里川湖（もりさとかわうみ）清掃活動等ポータルサイト掲載中止申出書（様式第2号）に必要事項を記入の上、県資源循環推進課長へ提出するものとする。

（掲載の取消し）

第6条 県資源循環推進課長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取り消すことができる。

- （1） 第3条の団体の要件に該当しなくなったとき。
- （2） 団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、団体として適当でなくなったと県資源循環推進課長が認めるとき。

（活動の報告）

第7条 団体は、活動の実績を、栃木の森里川湖（もりさとかわうみ）清掃活動等報告書（様式第3号）に必要事項を記入の上、県資源循環推進課長へ報告するよう努めるものとする。

附 則

この要項は、令和2（2020）年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3（2021）年4月1日から施行する。